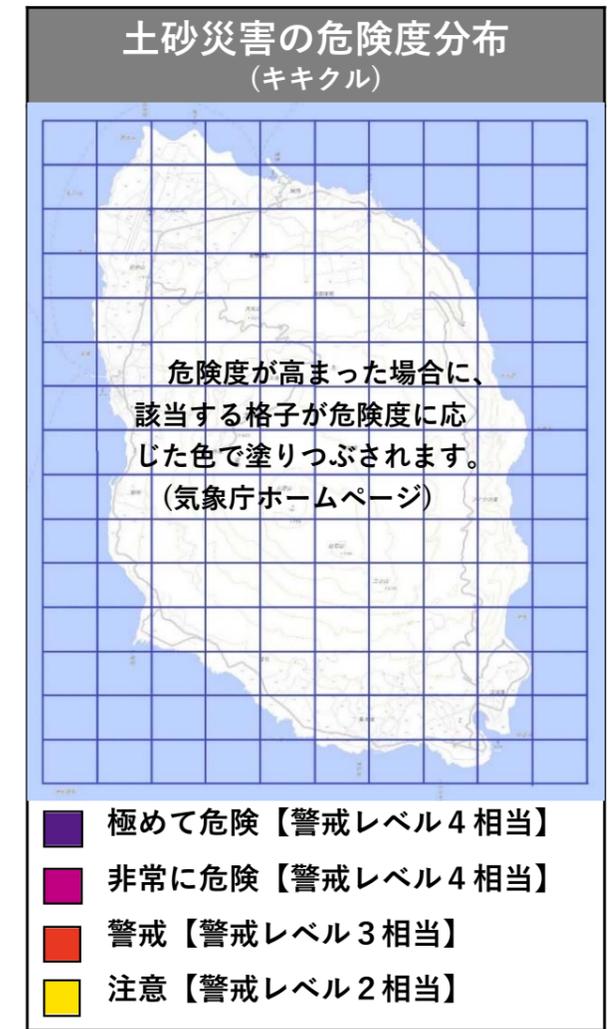


土砂災害警戒区域等警戒避難体制の基準

令和3年5月20日現在

特別警戒区域内（レッドゾーン）		気象情報及び 土砂災害の危険度分布 (キキクル)	警戒区域内（イエローゾーン）	
町民の行動	大島町の対応		大島町の対応	町民の行動
既に災害が発生・切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保【警戒レベル5】の発令	・大雨特別警報【警戒レベル5相当】 ・住民等からの災害発生情報	緊急安全確保【警戒レベル5】の発令	既に災害が発生・切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる
< 警戒レベル4までに必ず避難！ >				
避難が完了していない方は直ちに避難 危険が差し迫っている場合、命を守る行動をとる	避難指示【警戒レベル4】の発令	・土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】 ・土砂災害危険度：極めて危険	避難指示【警戒レベル4】の発令	避難を開始 ただし、危険が差し迫っている場合、命を守る行動をとる
避難を開始		・土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】 ・土砂災害危険度：非常に危険	高齢者等避難【警戒レベル3】の発令 要支援者への支援開始	要支援者など避難に時間のかかる方や危険を感じた方は避難を開始 それ以外の方は、避難準備
要支援者など避難に時間のかかる方や危険を感じた方は避難を開始 それ以外の方は、避難準備	高齢者等避難【警戒レベル3】の発令 要支援者への支援開始	・大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当】 ・土砂災害危険度：警戒	注意喚起の放送	気象情報や防災行政無線放送に注意し、避難行動の確認
気象情報や防災行政無線放送に注意し、避難行動の確認	注意喚起の放送	・大雨注意報【警戒レベル2】 ・土砂災害危険度：注意		



避難指示等を判断する防災気象情報の種類

- 災害発生などの情報【警戒レベル5】(大島町)**
急傾斜地の崩壊や土石流などの災害が発生している状況を把握した場合に、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令します。
- 大雨特別警報【警戒レベル5相当】**
災害がすでに発生している可能性が極めて高い情報として運用し、必要な範囲で「緊急安全確保」を発令します。
- 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】**
「避難指示」発令の判断材料とします。
- 大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当】**
「高齢者等避難」発令の判断材料とします。
- 大雨注意報【警戒レベル2】**
町では情報連絡態勢をとります。また、必要に応じて対策会議等を開催していきます。
- 早期注意情報【警戒レベル1】**
気象庁が警報級の可能性を「中」または「高」で発表します。

避難行動の考え方

- 【高齢者等避難】**
災害の発生する可能性が高まった状況です。高齢者や避難行動要支援者など避難に時間がかかる方は、避難を支援する方と避難行動を開始します。
一般の方は、家族との連絡や非常持出品の用意など避難の準備や自主避難を開始します。
- 【避難指示】**
災害の発生する可能性が明らかに高まった状況または極めて高い状況です。
一般の方は、避難を開始します。
ただし、状況によっては、直ちに避難を完了するか、まだ避難をしていない場合は至急避難する必要があります。
- 《命を守る行動》**
土砂災害においては、基本的に早めの立ち退き避難を行う必要がありますが、がけ崩れや沢の氾濫が発生して外にでるのが危険と判断した場合などは、十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物の上階への屋内安全確保（垂直避難または待避）や沢から離れた場所へ移動するなど、命を守る行動をとってください。

基準の留意事項

- 気象庁が発表する気象情報は、大島町全域が対象となります。町が発令する**避難指示等は、どの地域の危険性が高いかを土砂災害の危険度分布（キキクル）や気象庁が発表する避難警戒レベル相当情報・大島における土砂災害と雨量の関係の知見などを基に総合的に判断して発令します。**このため、土砂災害警戒情報などが発表されても、直ちに大島町全域に避難指示等が発令されるわけではありません。
- 暴風や雨の状況等で避難が難しいと思われるときは、**早めに避難情報を発令する場合があります。また、警報等が発令されても生命に危険を及ぼすような災害発生の可能性が極めて低いと判断したときには避難指示等が発令しない場合があります。**
- 避難情報を発令した際は対象地域と避難所を防災行政無線、エリアメール、Twitter等で周知します。**
- 自分の命を守るのは最終的にはみなさま個人です。いつでも避難行動がとれるよう、避難所・避難経路・家族との連絡方法の確認や非常持出品など事前に準備しておきましょう。

警戒レベルと避難情報の発令

●避難警戒レベル

令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正され、これより「避難情報に関するガイドライン」も改訂されました。

5段階の警戒レベルが導入されましたが、警戒レベル4の避難勧告、避難指示(緊急)の意味の違いが正しく住民に理解されていなかったり、わかりにくい状況だったため、以下のとおり変更となりました。

警戒レベル 4 ひなんしじ 避難指示で必ず避難

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p> <p>きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1 (大島町が発令)</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	 <p>災害の おそれ高い</p> <p>ひなんしじ <b>避難指示</b>※2 (大島町が発令)</p>	<p>●避難指示(緊急) ●避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p> <p>こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>※3 (大島町が発令)</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況 悪化のおそれ</p> <p>早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 大島町で災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 避難準備と避難の心得

- 避難所、経路、自宅や周辺の危険個所の確認をしておきましょう。
- 避難するときは防災行政無線放送の内容や消防団員の指示などにしたがって避難行動をしてください。
- 隣近所で声を掛け合い、高齢者などの安全に配慮してください。
- 逃げ遅れた場合、崖崩れや沢の氾濫が発生しているときに外へ出ると危険な場合もありますので、近所の頑丈な建物の2階など安全な場所へ避難するなど身の安全を守る行動をとってください。
- 土砂災害等の前兆現象には、地鳴り、山鳴り、石のぶつかる音、落石、地面のひび割れ、盛り上がり、水の濁り、斜面からの噴出しなどがあります。現象があった場合は、直ちに避難してください（前兆がない場合もあります）。
- 警戒区域以外でも、崖、沢などが近くにある場合は、日頃より前兆現象などに注意し、身を守る行動を確認しておきましょう。

## 備蓄・非常時持ち出し品リスト

- いざというときに支障がないように、食品類の賞味期限や持出用品の不備を定期的に点検しましょう。また、自宅だけではなく、職場などにも準備し、いつ起こるかわからない災害に備えることも大切です。
- 各避難所にはアルファ化米、水、安眠マット、毛布などは用意していますが、各ご家庭でいざという時に何が必要か話し合っておき、必要な持ち出し品を整理しておきましょう。

<input type="checkbox"/>	貴重品	現金（小銭も）・貯金通帳・印鑑・身分証明書・権利書など
<input type="checkbox"/>	食料	簡易食料（乾パンなど）・缶詰・レトルト食品・アレルギ対応食品 など
<input type="checkbox"/>	飲料水	ペットボトル入り飲料水 など
<input type="checkbox"/>	食器用具	皿・コップ（紙、プラスチック）・割り箸・スプーンなど
<input type="checkbox"/>	日用品	ポリ袋・ライター・ヘルメット（防災頭巾）・笛・ブザー・万能ナイフ・缶切り・包装用ラップ・水筒・カイロ・ティッシュ・ウエットティッシュ など
<input type="checkbox"/>	照明・情報	懐中電灯（予備電池も含む）・携帯電話・充電器・携帯ラジオ（予備電池も含む）・メモ帳・筆記用具・家族、親族、知人連絡先一覧 など
<input type="checkbox"/>	応急医薬品	救急セット・常備薬・持病薬・三角巾 など
<input type="checkbox"/>	衣類・タオル	下着・靴下・軍手・雨具・運動靴・タオル など
<input type="checkbox"/>	その他	粉ミルク・ほ乳瓶・離乳食・紙おむつ（乳幼児、高齢者用）・おしりふき・生理用品 など

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

※内閣府(防災担当)・消防庁のチラシを一部修正

問合せ先：大島町役場防災対策室 04992-2-0035